



# 宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 9 月 20 日 (火 曜 日) 第 341 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定 (2件) ..... (医療政策課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止..... ( " ) 2
- 介護医療院の開設許可..... ( " ) 2
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている  
区域の指定..... (環境管理課) 2
- 道路の区域の変更 (6件) ..... (道路保全課) 2

頁

- 道路の供用の開始 (2件) ..... (道路保全課) 4
- 道路の占用を制限する区域の指定 (3件) ..... ( " ) 4
- 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件  
の指定..... (港湾課) 5

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市  
町村の意見..... (商工政策課) 5
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3  
分の1の数..... 5
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分  
の1の数..... 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 603号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎医療センター病院	宮崎市高松町2番16号

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和4年9月8日から令和7年9月7日まで

### 宮崎県告示第 604号

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570204711	ホームラン	宮崎県都城市鷹尾3丁目7街区6号	L A N 株 式 会 社	宮崎県都城市鷹尾3丁目7街区6号	令和4年8月1日	通所介護
4570204729	訪問看護ステーション昭和クラブ	宮崎県都城市金田町2538番地1	株式会社ケアサポート都城	宮崎県都城市金田町2538番地1	令和4年8月1日	訪問看護
4571901117	中央ヘルパーステーション	宮崎県東諸県郡国富町本庄1696番地	社会福祉法人三名福祉会	宮崎県東諸県郡国富町三名1267番地	令和4年8月1日	訪問介護
45B0300023	早田病院介護医療院	宮崎県延岡市高千穂通3748番地1	医療法人早田病院	宮崎県延岡市高千穂通3748番地1	令和4年8月1日	短期入所療養介護

### 宮崎県告示第 606号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構宮崎東病院	宮崎市大字田吉4374番地1

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和4年9月10日から令和7年9月9日まで

### 宮崎県告示第 605号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570204729	訪問看護ステーション昭和クラブ	宮崎県都城市金田町2538番地 1	株式会社ケアサポート都城	宮崎県都城市金田町2538番地 1	令和 4 年 8 月 1 日	介護予防訪問看護
45B0300023	早田病院介護医療院	宮崎県延岡市高千穂通3748番地 1	医療法人早田病院	宮崎県延岡市高千穂通3748番地 1	令和 4 年 8 月 1 日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第 607号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570204240	ヘルパーステーションひなか	宮崎県都城市久保原町12番地10	合同会社 Heart Connection	宮崎県小林市北西方 963番地16	令和 4 年 5 月 31 日	訪問介護

宮崎県告示第 608号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 107条第 1 項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	介護医療院		開設者		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
45B0300023	早田病院介護医療院	宮崎県延岡市高千穂通3748番地 1	医療法人早田病院	宮崎県延岡市高千穂通3748番地 1	令和 4 年 8 月 1 日	介護医療院

宮崎県告示第 609号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（延岡市中川原町 5 丁目 5600 番の一部）  
（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物  
鉛及びその化合物  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

宮崎県告示第 610号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 20 日から同年 10 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字竹原 489番 1 地先から同市同町浦之名同字 489番 1 地先まで	旧	20.7～ 31.6	80.1
				新	20.7～ 44.4	80.1

宮崎県告示第 611号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 20 日から同年 10 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字赤木 1783番 3 地先から同郡同町南郷水清谷同字 1729番 1 地先まで	旧	18.9～ 80.8	480.0
				新	10.3～ 49.3	480.0

宮崎県告示第 612号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 20 日から同年 10 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字赤木 1670番 6 地先から同郡同町南郷水清谷同字 16	旧	12.4～ 36.1	247.1
				新	10.3～ 33.4	247.1

			67番 5 まで		
--	--	--	----------	--	--

宮崎県告示第 613号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 20 日から同年 10 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字高サレ 2562番 1 地先から同郡同村同大字同字 2562番 1 地先まで	旧	5.2～ 5.8	21.8
				新	8.3～ 25.9	21.8

宮崎県告示第 614号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 20 日から同年 10 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字深尾ノ越 654番 1 地先から同郡同村同大字同字 650番 4 地先まで	旧	34.9～ 36.3	8.1
				新	36.3～ 38.1	8.1

宮崎県告示第 615号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 9 月 20 日から同年 10 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 字平瀬3617 番5から同 郡同町同大 字同字3617 番14地先ま で	旧	5.1～ 20.1	65.4
				新	5.1～ 27.9	65.4

**宮崎県告示第 616号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	268号	宮崎市高岡 町浦之名字 竹原 489番 1地先から 同市同町浦 之名同字 4 89番1地先 まで	令和4年9月20日

**宮崎県告示第 617号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 字平瀬3617 番5から同 郡同町同大 字同字3617 番14地先ま で	令和4年9月20日

**宮崎県告示第 618号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字竹原 489番1地先から同市同町浦之名同字 489番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年10月5日

**宮崎県告示第 619号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字高サレ25 62番1地先から同郡同村同大字同字25 62番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年10月5日

**宮崎県告示第 620号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次

のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年9月20日から同年10月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字深尾ノ越654番1地先から同郡同村同大字同字650番4地先まで

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

令和4年10月5日

#### 宮崎県告示第 621号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第1項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和4年10月1日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成23年宮崎県告示第 604号）は、廃止する。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
油津港 (日南市)	油津港港湾区域 臨港地区の一部	船舶 道路運送車両法第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済自動車
外浦港 (日南市)	外浦港港湾区域 臨港地区及び港湾隣接地域の一部 日南市南郷町大字中村字尾崎、同字新開、同字下栄松及び同大字潟上及び同賛波字魚見の県有地の一部	
大島港 (日南市)	大島港港湾区域 臨港地区の一部	

公

告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェニックスガーデンうきのじょう

宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

#### 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和4年6月20日

#### 3 意見の概要

意見なし

#### 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

令和4年9月20日から令和4年10月20日まで

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年9月5日現在次のとおりである。

令和4年9月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,919人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 211,991人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙

権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年9月5日現在次のとおりである。

令和4年9月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂	雄 二
北諸県郡選挙区	6,848人